

建築工事監理指針（上巻）令和4年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
23	1	1	1	一般事項	(5) 7行目	1節の <u>一般事項</u> は、2節以降の	1節の <u>共通事項</u> は、2節以降の	R5/4/5
32	1	1	9	工事の一時中止に係る事項	11～12行目	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定））中の	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」 <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部</u> （平成27年5月（令和2年6月一部改定））中の	R5/4/5
37	1	2	4	工事の記録等	(1) (7) 3～4行目	これは「契約書」第11条（履行報告）の <u>発注者への報告に対し</u> 内容や時期が異なるため、	これは「契約書」第11条（履行報告）の報告は、 <u>発注者により求める</u> 内容や時期が異なるため、	R5/4/5
38	1	2	4	工事の記録等	(2) (ウ) 5行目	・・・記録等から外されたのは、「契約」第11条により・・・	・・・記録等から外されたのは、「 <u>契約書</u> 」第11条により・・・	R6/3/15
49	1	3	5	施工条件	(2) 1～2行目	次の(7)、(イ)の <u>どちらに分類されるか、発注者は受注者に対して十分説明する必要がある。</u>	次の(7)、(イ)に分類される。	R5/4/5
51	1	3	7	施工中の安全確保	(3) (イ) (a) 1行目	(a) 安全 <u>体制</u> は、	(a) 安全 <u>衛生管理</u> は、	R5/4/5
122	2	2	4	足場等	(9) (d)	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編） <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛来落下による危険防止……………第11 ・ 仮囲い、出入口……………第23 ・ 歩行者用<u>仮設通路</u>……………第24 ・ 乗入れ構台……………第25 ・ 荷受け構台……………第26 ・ 外部足場……………第27 ・ <u>防護柵</u>……………第28 	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編） <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛来落下による危険防止……………第15 ・ 仮囲い、出入口……………第21 ・ 外部足場<u>に関する措置</u>……………第23 ・ <u>落下物による危害の防止</u>……………第24 ・ 歩行者用<u>通路の確保</u>……………第33 ・ 乗入れ構台……………第34 ・ 荷受け構台……………第35 	R6/4/5
218	4	3	3	セメントミルク工法	(3) (イ) 3行目	アースオーガーの駆動用電動機の電流値や積分電流値及び支持層が傾斜していることが想定される場合は10～30m間隔で先行杭を施工し、施工データを参考に敷地全体の支持層深さを確認することが望ましい。	アースオーガーの駆動用電動機の電流値や積分電流値及び <u>オーガースクリューに付着している土砂と土質調査資料又は設計図書との照合で、地盤構成と支持層出現深度を確認する。</u> 支持層が傾斜していることが想定される場合は10～30m間隔で先行杭を施工し、施工データを参考に敷地全体の支持層深さを確認することが望ましい。	R5/4/5
234	4	3	7	施工記録	(3) (イ) (g)	(g) アースオーガー駆動用電動機の電流値、積分電流 <u>量</u>	(g) アースオーガー駆動用電動機の電流値、積分電流 <u>値</u>	R5/4/5

建築工事監理指針（上巻）令和4年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
356	6	1	1	一般事項	(1) (ア) 2行目	構造体に打ち込まれるコンクリートの強度と構造体コンクリートの強度を明示した。	使用するコンクリートの強度と構造体コンクリートの強度を明示した。	R5/4/5
359	6	1	2	基本要品質	(3) 4行目	「標仕」6.2.2では、工事現場において構造体に打ち込まれるコンクリートと	「標仕」6.2.2では、工事現場において使用するコンクリートと	R5/4/5
359	6	2	2	コンクリートの強度	(4) 2行目 5行目	(2)でも記したように、構造体に打ち込まれるコンクリートとは、したがって、構造体に打ち込まれるコンクリートの強度は、	(2)でも記したように、使用するコンクリートとは、したがって、使用するコンクリートの強度は、	R5/4/5
406	6	5	4	塩化物量及びアルカリ総量	(1) (ア) 14行目	また、塩化物量の確認は、あくまでも規定値(0.30kg/m ³)を下回ることが確認されればよく、例えば、適用する塩分測定方法の測定限界の下限値を下回るような塩化物量の場合において、その測定値(数値)を示すことを要求しているわけではない。 また、塩化物量の確認は、あくまでも規定値(0.30kg/m ³)を下回ることが確認されればよく、例えば、適用する塩分測定方法の測定限界の下限値を下回るような塩化物量の場合において、その測定値(数値)を示すことを要求しているわけではない。	また、塩化物量の確認は、あくまでも規定値(0.30kg/m ³)を下回ることが確認されればよく、例えば、適用する塩分測定方法の測定限界の下限値を下回るような塩化物量の場合において、その測定値(数値)を示すことを要求しているわけではない。	R5/4/5

建築工事監理指針（下巻）令和4年版 第2刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
704	19	8	3	施工	(2)(イ)1行目	「標仕」表18.2.4、表18.2.5、表18.2.6の素地 ごしえでは、	「標仕」表18.2.4、表18.2.5、表18.2.7の素地 ごしえでは、	R5/4/5